# 令和元年第7回早島町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和元年11月11日 (月) 午前10時00分から午前10時36分
- 2. 早島町役場 3階相談室
- 3. 出席委員 11名
- 4. 欠席委員 1名
- 5. 傍聴人数 なし
- 6. 議事日程

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 早島農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

報告第10号 農地法第4条の規定による届出について

報告第11号 農地法第5条の規定による届出について

# 7. 農業委員会事務局員 2名

## ○事務局(●● ●●君)

ただいまから令和元年度第7回早島町農業委員会を開会いたします。初めに、会議の 成立についてご報告いたします。

現在、出席委員さんは11名、欠席委員さんは1人でありますので、農業委員会等に関する法律第21条によりまして、在任委員の過半数が出席いただいております。よって、本日の会議は成立しております。

それでは、議事進行につきましては●●会長によろしくお願いします。

## ○議長(●● ●●君)

それでは、これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。 私のほうで指名してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

ありがとうございます。それでは、議事録署名委員は、8番の●●●●委員、9番の

●●委員にお願いいたします。

[両委員了承]

## ○議長(●● ●●君)

それでは、日程1の議案第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局、説明方、お願いいたします。

## ○事務局(●● ●●君)

それでは、議案書2ページをごらんください。

議案第17号、番号1についてですが、土地の所在は前潟字久々原●●●番●●、地目が田、面積が2.55平米で、農地区分は第3種です。

申請人は、早島町前潟●●●番地にお住まいの●●●さんです。

転用目的は私道(隅切り)で、申請事由は「自宅進入通路の隅切りとして利用するため」です。位置図は、3ページとなります。

なお、申請地は相当以前よりアスファルトで舗装されており、本申請は事後申請となり ます。説明は以上です。

### ○議長(●● ●●君)

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を2番●●●委員からお願いいたします。

## ○2番(●● ●●君)

11月7日の日に現地確認を行いました。場所は久々原駅のすぐ前ということで、ここの土地は住宅用地として以前申請許可が出ております。現在はその住宅は建っておるんですけど、その進入路に当たります。案件が事後承諾になるんですけれど、これだけをまた農地に戻しなさいとを言うのもどうかなと思いますし、現状で許可してもよいのではないかなと思っております。以上です。

#### ○議長(●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑ありませんか。ないですか、ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

意見ないようでありますので、議案第17号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

ないようでありますので、議案第17号、番号1については許可相当に決定いたしま した。続きまして、日程2の議案第18号農地法第5条の規定による許可申請についてを 議題といたします。事務局、説明方、お願いいたします。

## ○事務局(●● ●●君)

それでは、議案書4ページをごらんください。

議案第18号、番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定です。申請地は、前潟 字四ノ割●●●番●、地目が田、面積は518平米で、農地区分は第3種です。

### ○議長(●● ●●君)

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を9番●●委員からお願いいた します。

## ○9番(● ●君)

11月6日、現地確認をさせてもらいました。場所は、ここの南に行ったところ、宇野線沿いにちょうど栴檀の家があります。それと、●●●●さんの田んぼの間、今はすくもを出しているんですが、そこへ、娘さんが●●さんの2軒隣に住んでおられまして、そこの息子さんが建てるということで。入り口のほうも野菜を植えたりしてるんですが、議案書の赤いところです。そこが入り口になります。別に状況から言うて問題はないかなかと思います。

## ○議長(●● ●●君)

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。何かご質疑がありませんか。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

質疑がないので、それではご意見をお願いいたします。これに関して、ご意見ないで すか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

質疑、意見もないようでありますので、議案第18号、番号1については承認したい と思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(●● ●●君)

異議ないようでありますので、議案第18号、番号1については許可相当に決定いた しました。続いて、議案第18号、番号2を議題といたします。事務局、説明方、お願い いたします。

## ○事務局(●● ●●君)

それでは、議案書4ページへお戻りください。議案第18号、番号2について、権利の 種類は所有権の移転です。

申請地は、前潟字西ノ内●●●●番●●、地目が田、面積が41平米で、農地区分は第2種、前潟字西ノ内●●●●番●●、地目が田、面積が135平米で、農地区分は第2種、前潟字西ノ内●●●番●●、地目が田、面積が28平米で、農地区分は第2種、前

潟字西ノ内●●●●番●●、地目が田、面積が42平米で、農地区分は第2種、前潟字西ノ内●●●番●●、地目が田、面積が47平方平米で、農地区分は第2種で、合計5 筆、293平米です。

転用目的は自己住宅で、申請自由は「現在アパートに夫婦と子供の家族4人で住んでいるが、家財が増えて整理がつかないため新築を計画した」です。位置図は、6ページになります。説明は以上です。

## ○議長(●● ●●君)

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を2番●●●委員からお願い いたします。

## ○2番(●● ●●君)

11月7日に現地確認を行いました。場所は、弁才天ポンプ場の北に当たります。50 戸連たんの一部であり、その隣にはもう住宅が建っております。これからまだ続くだろう と思いますけど、問題はないと思いますので。一応、以上です。

#### ○議長(●● ●●君)

ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。何か質疑がこの件に関 してありませんか。

## ○8番(●● ●●君)

ちょっと質問いいですか。申請地がこんなにちっちゃく分かれとるのは、何か昔からじゃと思うんですけど、何か理由があるんでしょうか。

## ○事務局(●● ●●君)

位置図の申請地のちょっと東側の角に四角があると思うんですけど、これが中電の高架線になっているようでして、これの関係でその当時から分筆がなされていたものと思うんですけど。ちょっと詳細は。済いません。

#### ○8番(●● ●●君)

それで、最終的にここに家ができたら何番地になるんです。

### ○事務局(●● ●●君)

番地は、ここに住む人が決めます。

## ○8番(●● ●●君)

そういうことなんですか。わかりました。

### ○議長(●● ●●君)

ほかにこの件関して質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑がなければご意見に 入りたいんですが。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

それでは、その他のご意見等をお願いいたします。ご意見ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

質疑、ご意見ないようでありますので、議案第18号、番号2については承認したいと 思います。いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(●● ●●君)

異議ないようでありますので、議案第18号、番号2については、許可相当に決定いた しました。

続きまして、日程3の議案第19号早島農業振興地域の整備計画の変更に対する意見聴取についてを議題といたします。事務局、説明方、お願いいたします。

## ○事務局(●● ●●君)

それでは、議案書 7ページをごらんください。早島農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条に基づき、早島町長からの農業委員会へ意見聴取がありました。郵送した議案書とは別紙のホッチキスどめの資料を御用意ください。

こちらの1ページをめくってもらって、3ページ目、横向き印刷してあります個別理由 書、こちらをごらんください。

このたび農用地区域から除外しようとする農地は、早島町前潟●●●番●の一部、49 0平米です。次のページ以降は、土地利用計画図、公図になります。

当該地は令和元年10月18日付で分家住宅用地として早島町の農業の振興に関する計画に位置づけられており、この計画に位置づけられた施設は農用地区域からの除外が可能

となります。事務局案としては、意見なしと回答することが相当であると考えておりま す。ご審議のほどよろしくお願いします。

### ○議長(●● ●●君)

これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

### ○事務局(●●●●君)

こちらにつきましては、8月か9月の農業委員会の際に早島町の農業の振興に関する 計画に位置づけるための意見聴取を皆さんにさせていただいていて、その際に●●委員に 現地確認をしていただいて、そのときには意見なしという回答をいただいております。

#### ○議長(●● ●●君)

質疑はいかがでしょうか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長(●● ●●君)

質疑がないようでありますので、その他のご意見等はいかがでしょうか。ご意見もよ ろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(●● ●●君)

質疑、意見もないようでありますので、議案第19号については意見なしと回答する ことで承認したいと思います。

いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(●● ●●君)

ないようでありますので、議案第19号は意見なしと回答することに決定いたしました。続きまして、日程4の報告第10号農地法第4条の規定による届け出についてを、事務局、説明方、お願いいたします。

## ○事務局(●● ●●君)

それでは、議案書8ページをごらんください。

報告第10号、番号1について、届け出に係る農地は、前潟字九ノ割●●●番●、地目が田、面積が207平米です。

届け出者は、早島町前潟●●番地にお住まいの●● ●●さんでございます。 転用目的は貸し露天駐車場及び露天駐車場で、位置図は9ページとなります。 こちらは市街化区域内の農地の転用届け出であり、添付書類を含め完備しておりました ので、書類を受理いたしております。報告は以上です。

#### ○議長(●● ●●君)

ただいまの報告に関して、質問、ご意見等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長(●● ●●君)

意見等ないようでありますので、以上で報告第10号、番号1を終わります。続きまして、報告第11号、番号1についてを、事務局、説明してください。

#### ○事務局(●● ●●君)

それでは、議案書8ページをごらんください。報告第11号、番号1について、権利の種類は賃貸借権の設定です。届け出に係る農地は、前潟字九ノ割●●●番●、地目が田、面積が569平米です。

賃貸人は早島町前潟●●番地にお住まいの●●●●さん、賃借人は早島町早島●●●● 番地●の●●●株式会社代表取締役●●●●さんでございます。転用目的は貸し食品工 場用地で、位置図は9ページとなります。

こちらは市街化区域内の農地の転用届け出であり、添付書類を含め完備しておりました ので、書類を受理いたしております。報告は以上です。

## ○議長(●● ●●君)

ただいまの報告に関して、質問、ご意見等はいかがでしょうか。

質問、意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(●● ●●君)

質問、意見ないようでありますので、以上で報告第11号、番号1を終わります。 それでは、その他についてを事務局から報告をお願いいたします。

#### ○事務局(●● ●●君)

次回の農業委員会ですが、12月4日水曜日16時からを予定しております。場所は、 3階の相談室です。また、議案書を送付いたしますのでよろしくお願いします。

### ○議長(●● ●●君)

以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。令和元年第7回早島町農業委員 会を閉会いたします。